

# 今後の進め方について

## 検討組織（1）

### ■地域公共交通会議

地域の実情に応じた適切な乗合旅客事業の態様及び運賃等に関する事項等を協議するため、その設置が道路運送法に規定されている。

#### ①検討事項

〔運行態様・運賃及び料金・事業計画(路線、使用車両等)・  
運行計画・路線〕

#### ②構成員(道路運送法施行規則で規定)

〔村長、県企画局交通政策課長、地方事務所長、建設事務所長、白馬村交番所長、運送事業者及びその組織する団体、白馬村観光局、公募による村民、住民代表、運輸局地方運輸支局長、運送事業者の運転者が組織する団体の代表、村長が指名する職員〕

## 検討組織（2）

### ■検討委員会

#### ①検討事項

〔既存交通の実態調査、利用ニーズ調査、運行方式、運行経費  
運行エリア、車両台数、運行時刻、運行ルール、周知方法〕

#### ②委員構成

〔村、交通事業者、住民代表、白馬村観光局ほか〕

## 平成21年度 検討スケジュール

